



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2020.7 No.408



場 所：鮎屋の滝(洲本市)

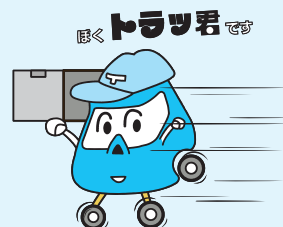
主な記事

- 第62回定時総会を開催しました
- 令和2年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱
- 新型コロナウイルス感染症防止に係る物品購入助成

主な同封物

- 兵庫 働き方改革推進支援センター企業支援のご案内

CONTENTS



第62回定時総会を開催しました 1

行政からのお知らせ

(兵庫県)令和2年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱 3

事務局からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症防止に係る物品購入助成 7

雇用・労働関係(雇用調整助成金等)個別相談会のご案内 9

安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」について 10

令和2年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について 11

加東市と「災害時における救援物資の輸送等に関する協定」を締結しました 12

理事会・委員会だより 13

会員だより 15

トラッ君が「ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL」に出場中です!!! 16

協会日誌 17

適正化事業部からのお知らせ

今月のテーマ「異常気象時下における輸送の在り方」と「荷主からの強要通報窓口のお知らせ」について 18

第62回定時総会を開催しました

令和2年6月22日（月）兵庫県トラック総合会館3階大会議室において、第62回定時総会が開催されました。

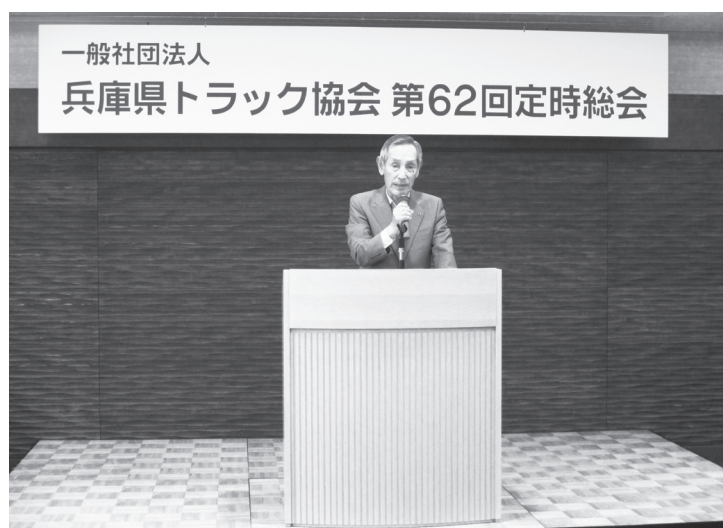
今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して開催しました。

議事に先立ち、交通遺児救援金の贈呈式を行い、会員事業者からいただいた多額の募金を福永会長から交通遺児等育成基金へ寄贈し、感謝状をいただきました。

議事では「令和元年度事業報告」及び「令和元年度公益目的支出計画実施報告」の報告事項に続いて「令和元年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）の承認について」、「理事4名の選任について」の議案が審議され、いずれも原案通り承認されました。

6月2日の理事会（書面決議）で承認された、新型コロナウイルス対策の支援として、令和2年度の会費の一部（令和2年7月から令和3年3月までの9ヶ月分）を免除することを報告しました。

総会終了後に開催された臨時理事会の中で新たに選任された理事を含めて、田中旬氏、平戸伸和氏が常任理事に、村尾芳和氏が常務理事に選定されました。



兵ト協新役員名簿

(敬称略)
令和2年6月22日

会長	福永征秀	信栄運輸(株)				
副会長	原岡謙一	(株)原岡運送店	櫻井光男	加西合同貨物自動車(株)		
	堀秀夫	和歌山運送(株)	藤原康雄	明石運輸(株)		
	尾上昌史	淡路共正陸運(株)	木南一志	(株)新宮運送		
専務理事	西川孝秀	事務局				
常務理事◎	村尾芳和	事務局				
常任理事◎	田中旬	日本通運(株)神戸支店	村上功	栄進急送(株)		
	椿本和生	(株)三和総業	上田勝嗣	(株)ユービーエム		
	永井謙三	協栄運輸(株)	藤原典生	丸二運送(有)		
	◎平戸伸和	平戸梱包運送(株)	山口一幸	山口運送(株)		
	今村竜彦	(有)丸京運送	碓永良三	碓永自動車(株)		
	矢納利夫	(株)サラブエクスプレス	笹山誕一	笹山運送(株)		
	濱田長伸	(株)浜田運送	黒田トオル	黒田運輸(株)		
	日下部昇吾	(株)八鹿通送	稲田豊	稲田運送(株)		
理事	中島孝博	尼崎南運輸(株)	吉田慎太郎	(株)ヨシダ商事運輸		
	大西康雄	近畿通産(株)	前原幸喜	前原運送(株)		
	里岡昭一	山手物流(有)	西村修治	大同通運(株)		
	吉良康幸	今津陸運(株)	森上明	有馬運輸(株)		
	北野政弘	氷上運送(有)	南谷幸宏	(株)大前運送店		
	増本幸由	ますもと運輸(株)	奥野友和	奥野運輸産業(株)		
	◎小林泰	南部運送(株)	内山克己	(株)神戸急配社		
	脇村照彦	(有)山一運送	苗村祐作	台神商運(株)		
	藤本米造	藤本運送(株)	大西範行	大西組運輸(有)		
	田中康之	平野運送(株)	増田肇	播州商運倉庫(株)		
	南直祐	京阪運送(株)	堀部和成	(株)日笠運送		
	山田基嗣	木下運輸(株)	畑英一郎	旭陸運倉庫(株)		
	河田勝幸	龍野運送(株)	天野泰仁	日本通運(株)姫路支店		
	藤尾健司	姫路合同貨物自動車(株)	谷井秀彰	谷井運輸(株)		
	小西毅	西播通運(株)	櫻井典子	中播運輸工業(有)		
	◎藤原良朗	姫路合同貨物自動車(株)但馬営業所	松井規佐夫	マルショウ運輸(株)		
	監事	石丸鐵太郎	弁護士	武田秀行	(有)三甲運送	
		河合勝	三幸運送(株)			

◎は新任



行政からのお知らせ



兵庫県

令和2年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和2年7月15日（水）から7月24日（金）までの10日間

7月15日「交通安全意識を高める日」、「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7 運動重点に関する主な推進項目

各重点に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育、待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い=いつものみちでも とまる・みる・まつ
ぬ=ぬれたみちでは スリッパちゅうい
の=のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ
あ=あおしんごうでも みぎ・ひだり
し=シートベルトは カチッとなるまで
あ=あかるいふくと はんしゃざい
と=「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

(1) 子供と高齢者の安全な通行の確保

通学児童・生徒が被害者となる事故が発生していること、また交通事故死者数の約半数が高齢者であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、子供と高齢者の安全な通行の確保を図る。

ア 子供の交通事故防止

- ◆ 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- ◆ 大型の電動乳母車の交通ルールとマナー

イ 高齢者の交通事故防止

- ◆ 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性
- ◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）
- ◆ 電動車いすの交通ルールとマナー

ウ 共通項目

- ◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の交通ルールの遵守
- ◆ 子供と高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進
- ◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

(2) 高齢運転者等の交通事故防止

高齢運転者による重大交通事故が発生していることから、高齢者による交通事故の特徴等を踏まえつつ、以下の事項を普及啓発・促進し、高齢運転者等に係る交通事故防止を図る。

- ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ◆ 横断歩道手前での減速義務と停止義務等の遵守による歩行者保護の徹底
- ◆ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と昨年12月に施行された「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての指導・啓発
- ◆ 暗い道で対向車や先行車がない場合はハイビームを活用
- ◆ 早めのライト点灯

※ 早めのライト点灯推奨時間

期 間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

- ◆加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- ◆セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及
 - ※ セーフティ・サポートカー（サポカー）とは衝突被害軽減（自動）ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車
 - セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは衝突被害軽減（自動）ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車
- ◆ 国のサポカー補助金及び県の高齢運転者交通事故防止対策事業の周知
- ◆ 運転支援機能の限界や注意点等正しい知識の周知
- ◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置
- ◆ 安全運転相談窓口（全国统一専用ダイヤル#8080）の周知
- ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合い
- ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用

(3) 自転車の交通安全

自転車乗用中の交通事故死者が増加したことや死傷者のうち9割以上に何らかの法令違反が認められることから、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上のため、以下の事項を普及啓発・促進し、自転車の交通安全を図る。

- ◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）
 - ※ 自転車安全利用五則
 - 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用
- ◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性
- ◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- ◆ 条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入
- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- ◆ 自転車の点検整備
- ◆ 反射材用品等の活用
- ◆ ヘルメット着用
- ◆ 自転車運転者講習制度

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転やいわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、以下の事項を普及啓発・促進し、飲酒運転等による事故の根絶を図る。

- ◆ 交通事故被害者の声等を通じた事故の悲惨さ
- ◆ 飲酒運転・いわゆる「あおり運転」等を許さない環境づくりの必要性
- ◆ 思いやり・ゆずり合いの安全運転
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止
- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶を呼び掛ける活動
- ◆ 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」
 - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
 - 運転する時は酒を飲まない
 - 運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動
 - ※ 自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるという運動
- ◆ 事業者等に対する飲酒運転追放宣言書の交付

(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、正しい着用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る。

- ◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用・使用方法
- ◆ 高速乗合バス及び貸切バスの全ての座席におけるシートベルト着用の必要性



新型コロナウイルス感染症防止に係る物品購入助成

1. 事業趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）の会員に対し、トラック運転者の健康を守り、安定的な事業経営促進を目的として助成を行う。

2. 助成対象

会員事業者が、兵庫県下の事業所において、購入（設置）した次の機器等とする。

- (1) 体温計
- (2) アルコール検知器
※但し、既に兵ト協「令和2年度アルコール検知器導入促進助成事業」で指定された機器は除く。
- (3) ウイルス感染対策パーテーション
- (4) その他新型コロナウイルス感染症防止に必要と考えられるものについては、事前相談により、対象となるかどうか個別に判断する。ただし、マスク、消毒液等消耗品は、助成対象としない。

3. 交付額

1 会員事業者あたり上限 2 万円を交付する。

4. 申請書及び助成金の請求

新型コロナウイルス対策助成金申請書（様式 1）に必要事項を記入し、次の（1）～（3）の書類を添付して兵ト協へ提出する。

- (1) 請求書（写）及び請求明細（写）
- (2) 領収書（写）等（支払った事が確認できる書類）
- (3) パーテーションについては実際に設置した写真

5. 申請受付期間

令和2年7月1日～令和3年3月10日

ただし、上記期間中であっても助成額が予算枠に達した時点で受付を終了する。

6. 申込み・問い合わせ先

（一社）兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27 TEL : 078-882-5556

(様式1)

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県トラック協会
会長 福永 征秀 殿

住 所
事業者名
代 表 者 印
電 話
F A X 担当者：

新型コロナウイルス感染症防止に係る物品 購入助成金交付申請書

新型コロナウイルス感染症防止に係る物品購入助成要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

1 内 訳：

購入機器	単価及び個数			
① 体温計	@	×	個 =	円
② アルコール検知器	@	×	個 =	円
③ ウイルス感染対策パーテーション	@	×	個 =	円
④ その他	@	×	個 =	円
※価格には消費税は含みません				
合計金額				

2 助成金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

- 【添付書類】
- ・請求書及び請求明細の写し
 - ・領収書等の写し
 - ・実際に設置したものの写真(③のみ)

雇用・労働関係（雇用調整助成金等）個別相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受ける会員事業者の皆様を対象に、兵庫働き方改革推進支援センターのアドバイザー（社会保険労務士）をお招きし、雇用調整助成金の活用方法をはじめ、その他の労務・賃金管理などに関するアドバイスを個別に行います。

会員事業者の皆様におかれましては、この機会にぜひご参加下さい。

【神戸開催】

- 実施日： 令和2年7月29日(水)
- 実施時間： 10時00分～16時50分（昼休憩1時間を除く）
- 会場： 兵庫県トラック総合会館（神戸市灘区大石東町2-4-27）

【姫路開催】

- 実施日： 令和2年7月30日(木)
- 実施時間： 10時00分～16時50分（昼休憩1時間を除く）
- 会場： 兵庫県トラック協会西部研修会館（姫路市中地字村東26-1）

【神戸開催・姫路開催 共通】

- 相談時間： 1社 50分以内
- 受付定員： 電話による事前予約制として、各 先着18社まで
- 相談費用： 無料
- 相談員： 社会保険労務士
- 相談内容： 雇用調整助成金の概要・申請等説明、労務・賃金管理、労務問題全般、働き方改革の推進等
- 申込方法： 7月28日(火)までに兵ト協業務部あて電話でお申し込み下さい。
- 留意事項： 狭隘な駐車場のため、参加者は公共交通機関をご利用のうえ来場下さい。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場ではマスク着用の徹底をお願いします。
- 申込・問合せ先： （一社）兵庫県トラック協会 業務部 TEL:078-882-5556
※ 受付時間は、9時00分～17時00分（昼休憩1時間を除く）

【兵庫働き方改革推進支援センターとは】

長時間労働の見直しや人手不足の解消、生産性向上に向けた取組への支援を行う機関。兵庫労働局の委託機関であり、社会保険労務士等のアドバイザーが無料の出張相談を行います。

相談会に参加希望される方で、日程等の不都合や受付定員に達したことにより参加できない方は、兵ト協ニュース7月号に同封しております「兵庫働き方改革推進支援センター 企業支援のご案内」（チラシ）のとおり、電話相談や事務所へ来てもらって無料相談ができますので、お気軽に『兵庫働き方改革推進支援センター』（TEL:0120-79-1149）へ直接お申し込み下さい。

「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸 監理部兵庫陸運部長表彰」について

神戸運輸監理部兵庫陸運部では「貨物自動車の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対し安全対策等について顕著な功績が認められることについて評価を行うことを目的として「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」を実施しています。

つきましては、表彰基準(概要)をご覧くださいまして基準を満たす事業所におかれましては申請書(兵ト協ホームページのトピックス欄に掲載。)に必要書類を添付の上、

8月31日までに(一社)兵庫県トラック協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願いいたします。

安全性優良事業所表彰基準(概要)

1. 10年以上連続してGマーク認定を受けていること。
2. 表彰日の直前3年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、第一当事者(推定含む)となる重大事故を惹起していないこと。
3. 表彰日の直前1年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、監査に基づく行政処分を受けていないこと。
4. 定期的な運転者教育を行っており、次のいずれかに該当していること。 ①交通事故防止委員会 ②安全衛生委員会(交通事故防止の内容が含まれているものに限る) ③グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ④交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動 ⑤交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など
5. デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが90%以上の事業所配置車両に装着され、その効果をドライバー教育に反映させていること。
6. Gマークの認定後、次のいずれかに該当していること。 ①荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある。 ②安定的な経営を確保している。 ③定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している。

問い合わせ先

兵庫県トラック協会 総務部

TEL: 078-882-5556

令和2年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について

1. 事業趣旨

(一社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では会員事業者が経営実態の把握と具体的な課題を抽出し経営体質を高めることを目的として、専門家による受診しやすい一般的な経営診断と、全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断を促進するための助成事業を下記のとおり実施します。

2. 助成対象

兵ト協会員とする。

3. 交付額及び上限等

一般的診断及び総合的経営診断

診断に必要な直接費用 16万円(上限)

参考 全ト協が指定する診断士による総合的経営診断に要する直接費用は概ね160,000円です。

診断士出張旅費 3万円(上限)[東京往復3万円・大阪往復3千円・県内なし]

4. 申請方法、提出書類

1. 一般的経営診断受診申込書、または、総合的経営診断受診申込書(様式1)

※様式1は、兵ト協ホームページに掲載しています。又は、業務部にご連絡願います。

経営診断終了後は、下記の書類を提出する。

2. 経営診断受診促進助成金交付申請書(請求)(様式3)

添付書類 ①経営診断(現地調査等)完了報告(様式4)

②「経営診断報告書」の表紙と目次(写) ③経営診断受診後調査票

④経営診断に係る請求書(写) ※直接費用・旅費等が明記してある請求書

5. 申請受付期間

令和2年4月1日～令和3年2月10日

但し、上記期間中であっても助成額が予算額に達した時点で終了とします。

6. その他留意事項

・ 一般的な経営診断

①助成要件

兵ト協の会員として、次に掲げる資料を診断に必要な資料として使用し、経営実態の把握と課題を抽出することが出来る一般的な経営診断を受診したときに係る費用の一部を助成する。

助成回数は、事業年度において1事業者1回限りとする。

②一般的経営診断内容

ア 事業(経営理念と戦略、事業運営と経営管理、労務管理等)の診断

イ 財務(安全性、収益性、成長性、生産性等)の診断

③受診資料

ア 過去3年の決算書若しくは営業報告書

イ 診断士から求められる資料(自己診断チェックリスト含む)

④診断士

診断士は、兵ト協から依頼若しくは事業者自身が依頼し兵ト協が承認する診断士

・ 総合的な経営診断

①助成要件及び受診資料

全ト協標準経営診断システムによる

②診断士

診断士は、全ト協が指定する診断士

7. 問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部

神戸市灘区大石東町2丁目4-27 TEL 078-882-5556

加東市と「災害時における救援物資の輸送等に関する協定」を 締結しました

最近の異常気象による台風や洪水・大水等の災害や、今後発生が予測されている南海トラフ大地震等に備えて、加東市と「災害発生時における救援物資の輸送等に関する協定」を締結しました。

[締結式]

日 時：令和2年6月24日(水) 10時～

場 所：加東市役所

出席者：(加東市) 加東市長	安田 正義 氏
総務財政部長	服部 紹吾 氏
総務財政部防災課長	三木 秀仁 氏
(兵ト協) 会長	福永 征秀
副会長	櫻井 光男
北播支部支部長	矢納 利夫
専務理事	西川 孝秀



写真：加東市提供

理事会・委員会だより

令和2年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議 が書面決議により承認されました

常任理事及び総務委員全員に対して常任理事会・総務委員会合同会議の決議の目的である事項について提案書を発し、当該事案につき、令和2年5月25日までに常任理事及び総務委員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人・財団法人法第96条の規定の準用にに基づき、当該提案を可決する旨の常任理事会・総務委員会合同会議の決議があったものとみなされました。

審議事項

1. 令和2年度第1回理事会開催方法等（案）について
2. 令和2年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
3. 令和2年度近代化基金運営事業特別会計補正予算（案）の承認について
4. 近代化基金の一部処分（案）の承認について
5. 令和元年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
6. 会員の入会の承認について
7. 第62回定時総会の開催（案）の承認について
8. 就業規則変更（案）の承認について
9. 役員候補者の推薦について
10. 新型コロナウイルス対策支援（案）の承認について

報告事項

1. 令和元年度事業報告及びその附属明細書の承認について
2. 令和元年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
3. トラック運送業に係る標準的な運賃の告示について

令和2年度第1回理事会が書面決議により承認されました

理事全員に対して理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該事案につき、令和2年6月3日までに理事全員から書面により同意の意思表示を得、かつ、監事全員について異議がないことの確認を得たので、一般社団法人・財団法人法第96条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

審議事項

1. 第62回定時総会の開催（案）の承認について
2. 令和2年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
3. 令和2年度近代化基金運営事業特別会計補正予算（案）の承認について
4. 近代化基金の一部処分（案）の承認について
5. 令和元年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
6. 会員の入会の承認について
7. 就業規則変更（案）の承認について
8. 役員候補者の推薦について
9. 新型コロナウイルス対策支援（案）の承認について

報告事項

1. 令和元年度事業報告及びその附属明細書の承認について
2. 令和元年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
3. トラック運送業に係る標準的な運賃の告示について

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和2年5月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X T G		68.57	70.48	76.60	82.19
出 光		64.00	73.23	74.04	64.40
コ ス モ		65.68	67.10	76.00	
三 井		67.90	74.40		
そ の 他		66.28	66.87	71.07	84.96
総 計		66.90	69.74	75.35	81.70
2 ／ 4	全国平均	70.91	調査なし	81.79	84.14
	近畿平均	70.25		82.21	86.22

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
令和元年6月		101.04	104.84	108.27	111.15
令和元年7月		95.16	100.26	104.20	107.27
令和元年8月		95.33	99.15	102.80	107.58
令和元年9月		93.22	97.59	101.64	106.87
令和元年10月		93.69	98.08	101.20	102.87
令和元年11月		93.97	97.15	102.26	105.63
令和元年12月		95.90	98.41	101.94	107.14
令和2年1月		97.41	101.14	105.10	107.88
令和2年2月		99.41	103.08	106.42	111.12
令和2年3月		93.94	98.07	102.21	108.29
令和2年4月		82.54	91.03	91.42	97.97
令和2年5月		72.08	74.79	78.70	90.31
令和2年6月		66.90	69.74	75.35	81.70
年 間 平 均		90.82	94.87	98.58	103.52

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
2.5.22	神戸中央	一般利用	(株)フィールドライン	本 多 修 一	〒650-0045 神戸市中央区港島8-11-5 TEL 078-303-8100 FAX 078-303-8101
5.29	西宮	一般利用	摂津運輸(株)	芝 垣 泰 典	〒566-0046 大阪府摂津市別府3-15-3 TEL 06-6349-2261 FAX 06-6349-2262
6.2	明石	一般	(株)新開トランスポートシステムズ	古 賀 あ や	〒651-2228 神戸市西区見津が丘7-6-1 TEL 078-915-7786 FAX 078-915-7719
6.4	兵庫	一般	ICS BRIDGE(株)	澤 田 茂 樹	〒652-0851 神戸市兵庫区材木町2-1 TEL 078-974-2085
6.10	西播	一般利用	(有)龍野巴産業	北 野 功 太 郎	〒671-2134 姫路市夢前町菅生潤931-5 202 TEL 079-280-1557 FAX 079-280-1557
6.12	西播	一般	(株)I S M	柏 田 秀 人	〒679-2201 神崎郡福崎町大貫2161-1 TEL 0790-35-9901 FAX 0790-35-9902
6.18	東部	一般	高津建材(株)	高 津 雅 子	〒665-0813 宝塚市口谷西3-84-10 TEL 0797-80-3788 FAX 0797-80-3780
6.18	北播	一般	鶴信運輸(株)	岩 木 信 之	〒675-0106 加西市豊倉町北ノ山1195-4 TEL 0790-47-9800 FAX 0790-47-9801

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
2.6.8	北播	一般	ミフネトランスポート(株)	古 小 路 富 雄
6.19	東播	一般	歩 信 栄 建 設 (株)	前 田 光 平
6.22	東部	一般	飼 谷 運 送 店	飼 谷 建 二

変更届

会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
7	会社名	高 津 建 材(株)	Link One(株)
38	代表者	(株)K B M 君 島 寿 源	城 島 弦 太
39	代表者	(株)ジ ェ イ エ ヌ 十 倉 且 元	十 倉 貫
70	代表者	新 栄 陸 運(株) 青 木 好 司	龍 田 潤 三
103	住所 代表者 FAX	セイシン運輸(株) 加古郡稲美町国安1202-1-105 橋 本 邦 彦 FAX 078-441-8096	〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-303-105 西 田 貴 哉 FAX 078-497-1118
126	代表者	加古川運送事業協同組合 光 山 昌 世	堀 部 和 成
144	住所	(株)イエローサービス たつの市揖西町土師1-120 ポニートシエル101	〒679-4017 たつの市揖西町土師2-34
148	代表者	(株)吉 美 杉 本 守	佐 藤 清
166	代表者	山 新 重 機(株) 西 山 儀 政	西 山 儀 政・小 林 哲 也
	住所 TEL/FAX	ワイズカンパニー(株) 伊丹市寺本東1-2-25 TEL 072-782-8954 FAX 072-782-8954	〒657-0854 神戸市灘区摩耶埠頭摩耶業務 センタービル406 TEL 078-855-3690 FAX 078-855-3691

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

トラッ君が「ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL」に出場中です!!!

兵庫県トラック協会のマスコットキャラクター「トラッ君」が「ゆるキャラグランプリ2020」に出場中です。

皆様、ゆるキャラグランプリ2020公式サイトへアクセスし、「トラッ君」に清き一票お願い致します!

※今大会でゆるキャラグランプリは最終回です。

[ゆるキャラグランプリ2020公式サイト](https://www.yurugp.jp/jp/)

URL:<https://www.yurugp.jp/jp/>

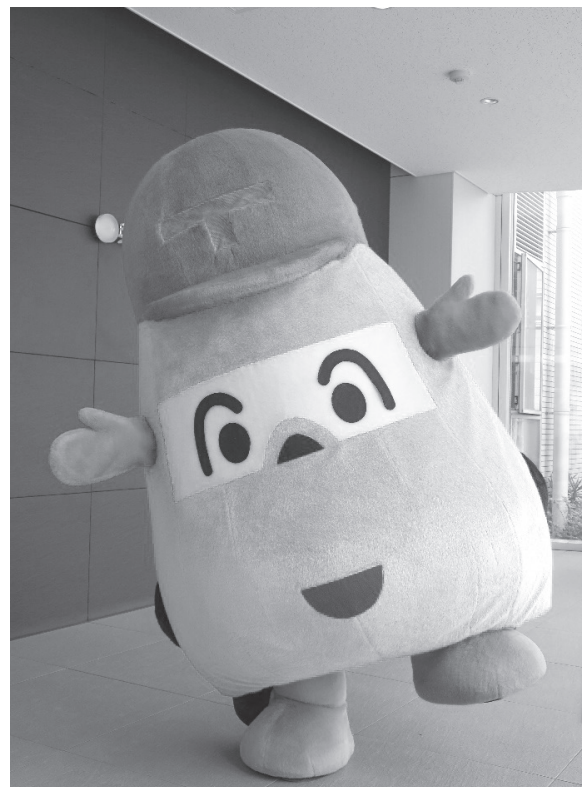
投票受付期間

2020年7月1日(水)

)

2020年9月25日(金)

※投票するには各自登録手続き(ID、パスワード)が必要となります。



協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
6・2	兵ト協 理事会(書面決議)	兵ト協	7・8	KTS 正副会長会議	兵ト協
4	全ト協 理事会(書面決議)	全ト協	9	全ト協 理事会・常任理事会合同会議	第一ホテル京
	チャレンジ100 打合わせ会議	兵庫県 県館	10	兵庫県高圧ガス大会「第1回実行委員会」	兵庫県中央労働センター
8	自動車関係団体連絡会	兵庫県 自館		兵ト協 天狼会総会	芦屋ベイコート倶楽部
9	三木会	兵ト協	17	全ト協 物流政策委員会	全ト協
10	全ト協 物流政策委員会	全ト協	18	就職フェア for 定通 2021	神戸市立摩耶兵庫高等学校
12	近ト協 幹事会	大ト協	27	兵ト協 正副会長会議	兵ト協
17	近ト協 近畿各府県トラック協会会長会議	ホテルグランヴィア大阪		兵ト協と公明党兵庫県本部との政策要望懇談会	兵ト協
18	兵ト協 ダンプ部会役員会	兵ト協		兵ト協 輸送秩序確立委員会	兵ト協
19	兵ト協 海コン部会総会	ハイアットリージェンシー大阪	29	雇用・労働関係(雇用調整助成金等)個別相談会	兵ト協
22	兵ト協 定時総会	兵ト協	30	はい作業主任者技能講習会(～31日)	兵ト協
24	加東市との緊急物資輸送協定締結式	加東市		－8月の予定－	
25	全ト協 総会	第一ホテル京	8・4	兵ト協 総務委員会	兵ト協
26	「交通安全県民大会」準備会議	兵庫県 県館	5	運行管理者試験事前研修会	兵ト協
	－7月の予定－		7	運行管理者試験事前研修会	兵ト協
7・1	2020年度安全性評価事業申請受付(～14日)	兵ト協	20	近畿運輸局長との懇談会	兵庫県 自館
2	自動車関係団体連絡会議	兵庫県 自館	23	第1回運行管理者試験	神戸フアッションマート

適正化事業部からのお知らせ

今月のテーマ「異常気象時下における輸送の在り方」と「荷主からの強要通報窓口のお知らせ」について 担当：適正化事業指導員 高田 勇作

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！

異常気象時は運行中止も視野に


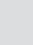
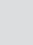
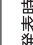
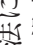
台風等による異常気象時下における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における被害防止の措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分が行われるものではありませんが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分が行われます。

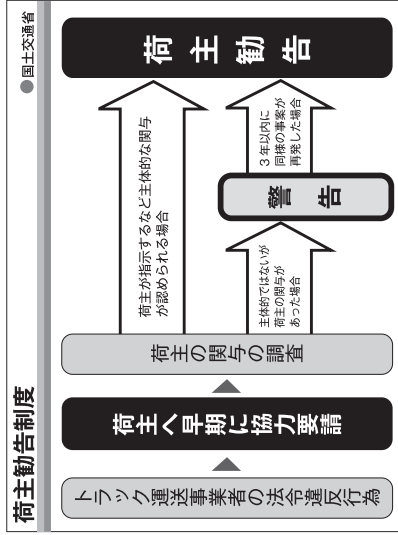
⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安**
降雨時 	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見つらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10～15m/s	道路の吹き流しの高さが水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送することは適切ではない
降雪時 	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時 視界不良(濃霧・風雪)時 		大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき 視界が概ね 20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
警報発表時 		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に對し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。また、法律に基づき勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。



こんなときは情報提供を！！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当しうる荷主の行為の例として、「輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口



方法1
QRコードを
読み取り！

方法2 ヤーやグループの検索窓に下記の文字を入力して検索！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

検索

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみならず、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「自主報告制度」等を周知してきてまいりました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実態状況等の把握を図るため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンピュータアクセス確保に影響しうる輸送に関する情報は、こちらへ情報をお寄せください。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

**フリックすると
投稿画面が開きます**

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等の募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンピュータアクセス確保に影響しうる輸送に関する情報は、こちらへ情報をお寄せください。ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。実際に輸送業務を行っている中で、たまたまではなく、それなりに頻度が多く発生する上記のような輸送がございましたら、ご自由にこちらへください。

送意見・事例収集が目的です。ご記入用紙は任意です。ご本人、会社や荷主に問い合わせる必要はありません。
（意見等を記入されたご本人が、ご自分に連絡を要し上げても差し支えない旨及びご連絡先を明記されている場合はご本人に問い合わせていただけます。）

*次の質問には答えずください。

<p>O1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。（必須）</p> <p>O2. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O3. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O4. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O5. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O6. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O7. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O8. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O9. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O10. その他、コンピュータアクセス的に問題と思われるもの <small>（内容）</small></p>	<p>O1. 運送業者を募集するおそれがある非金銭的差別措置期間の指定等 O2. やむを得ない運送に際してのペナルティ等 O3. 積込み時間に関する問題等 O4. 荷待ち時間の短縮が急務な状況等 O5. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O6. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O7. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O8. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O9. 依頼に異なかつた対応/輸送などの所管作業等 O10. その他、コンピュータアクセス的に問題と思われるもの <small>（内容）</small></p>
--	---

*送意見は、項目別に複数回に分けてご記入ください。

各情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報※1	地元自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報 （土砂災害）※2 洪水警報 高潮注意報 （警報に切り替える可能性が高い時に発令されているもの）※3	元自治体自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 （警報に切り替える可能性が高まっているもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2

※1 暴風警報が発令されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
 ※2 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
 ※3 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

国土交通省適正取引相談窓口

国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-982-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2020年7月1日(水)～7月14日(火)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

① インターネットによる頒布

頒布開始日 / 2020年4月24日(金)
頒布方法 / 申請案内↓全日本トラック協会 ホームページにて公開
申請書・自認書↓申請書作成システムによる作成が可能

② 紙媒体による頒布

頒布開始日 / 2020年5月8日(金) 土日を除く
頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関 (各都道府県トラック協会) より入手してください。

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2018年度(新規)	189 **** *
2回目更新	2017年度(初更)	29 ***** (1)
3回目更新	2016年度(2更)	28 ***** (2)
4回目更新	2016年度(3更)	28 ***** (3)
5回目更新	2016年度(4更)	28 ***** (4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみなさん
認定ステッカーを正しく使用できていますか？

インターネットを利用して申請書類が作成できます。申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索!!



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019